

最近寄せられた『よくある質問』集——その40——

問一 当社では、年次有給休暇の管理を簡素化するため、付与日を毎年

る場合の出勤率は、10月1日から12月31日でみればよいのでしょうか。



1月1日に統一することとしました。ですから、4月1日に入社した者は、10月1日に10日付与し、翌年の1月1日に11日付与することになりますが、1月1日に付与す

ます。

では、付与日を統一するため、年次有給休暇を前倒して付与する場合

ればよいかというと、行政解釈で「齊一的取り扱い（全労働者について一

律の基準日を定めて年次有給休暇を与える取り扱い）により法定の基準日以前に付与する場合の年次有給休暇の付与要件である8割出勤の算定は、短縮された期間は全期間出勤したものとみなす」(平6・1・4基発1号)とされていましたので、ご質問の場合は、「週3～5日勤務、1日6～8時間、1週20～30時間労働」とし、出勤日数がその労働者の所定労働日の8割未満の場合には、年休を付与しないことと規定され、年次有給休暇の付与日前1年間(1回目は半年間)における出勤日数がその労働者の所定労働日の8割未満の場合には、年休を付与しないことになります。

問二 当社は小売業ですが、このたび数名のパート労働者の勤務日、勤務時間については本人の希望と業務の都合によって決めることがあります。労働者の利便性をも考慮し、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働条件通知書にはどのよう記載したらよいのでしょうか。

答二 法15条では、「労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示しなければならない。この場合、契約期間、就業場所、従事する業務、始業及び終業時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払いの方法等については、書面で明示しなければならない」とされていますので、ご質問の場合、10月1日から12月31日までの出勤実績と残りの9カ月間の所定労働日は全て出勤したものとして1年間の出勤率を計算することになります。

ご質問は、「始業・終業時刻、休日等が日ごとに週ごとに変わる場合に、労働条件通知書へどのよう記載するか」ということです。行政解釈で「当

該労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件を明示しなければならない。なお、当該明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合には、労働者の利便性をも考慮し、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働条件通知書にはどのよう記載すれば良いことになります。